

【項目調整シート】

(1) 地域との関わり ① 行事・交流

1. 調整方針(事務局案)

提案【第4回、 】

これまで地域と学校が協働・連携してきた行事や交流事業を把握した上で、再編後の学校において、自治振興会およびまちづくり協議会との協働・連携について検討し、地域とともにある学校づくりを進めます。

《参考》

地域との関わりがある行事・イベント

- ・文化祭、運動会（地域合同開催）
- ・保育園との交流
- ・みそづくり、こんにゃくづくり、農園、茶の栽培
- ・作陶 など

2. 準備委員会での意見

意見聴取【第4回、 】

・祭事や地域行事と登校日が重なる場合の学校の出欠の取り扱いはどうなるのか。

3. 調整結果案

結果報告【第5回 】

これまで地域と学校が協働・連携してきた**祭事や地域行事**、交流事業を把握した上で、再編後の学校において、自治振興会及びまちづくり協議会との協働・連携について検討し、地域とともにある学校づくりを進めます。

準備委員会確認日【 】

【項目調整シート】

(1) 地域との関わり ② 特色ある教育等に関する交流

1. 調整方針(事務局案)

提案【第4回、 】

各学校の特色ある教育を把握した上で、継承・発展させる活動と新たに展開する活動を検討し、再編する学校の教育活動に位置づけます。

《参考》

地域学、ふるさと学習以外の特色ある教育活動、交流事業

- ・福祉体験、福祉施設訪問
- ・焼き物づくり
- ・モンキーセンター交流事業
- ・折り鶴運動（交通安全）
- ・オペレッタ など

2. 準備委員会での意見

意見聴取【第4回、 】

- ・特に意見なし

3. 調整結果案

結果報告【第5回 】

各学校の特色ある教育を把握した上で、継承・発展させる活動と新たに展開する活動を検討し、再編する学校の教育活動に位置づけます。

準備委員会確認日【 】

【項目調整シート】

(2) 学校運営協議会 ① 学校運営協議会

1. 調整方針(事務局案)

提案【第4回、】

- 小学校の再編に伴い、新たに設置される再編校において学校運営協議会を設置します。
- 委員構成については、保護者、地域住民、地域学校協働活動推進員など、地域バランスを配慮し、円滑な移行に努めます。
- 小中一貫教育の推進を見据え、信楽中学校学校運営協議会との連携や情報共有を進め、義務教育9年間を通じた子どもたちの育ちを支える視点を取り入れた協議・活動の充実を図ります。

《参考》

各校学校運営協議会の状況

信楽小学校学校運営協議会	7名
雲井小学校学校運営協議会	7名
小原小学校学校運営協議会	6名
朝宮小学校学校運営協議会	7名
多羅尾小学校学校運営協議会	7名
信楽中学校学校運営協議会	7名

学校運営協議会（コミュニティスクール）とは

地域とともにある学校づくりを進めるための法的な合議制の機関。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5において、教育委員会が学校ごとに設置するように努めるものと定められています。

ただし、甲賀市学校運営協議会規則においては、学校運営協議会の設置を義務付けています。

学校運営協議会の主な役割

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ・学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができること
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

2. 準備委員会での意見

意見聴取【第4回、】

- ・特に意見なし

3. 調整結果案

結果報告【第5回】

- 小学校の再編に伴い、新たに設置される再編校において学校運営協議会を設置します。
- 委員構成については、保護者、地域住民、地域学校協働活動推進員など、地域バランスを配慮し、円滑な移行に努めます。
- 小中一貫教育の推進を見据え、信楽中学校学校運営協議会との連携や情報共有を進め、義務教育9年間を通じた子どもたちの育ちを支える視点を取り入れた協議・活動の充実を図ります。

準備委員会確認日【】

【項目調整シート】

(3) 地域学校協働本部 ① 地域学校協働本部

1. 調整方針(事務局案)

提案【第4回、】

再編後においても、各学校がこれまで実施してきた地域連携事業（見守り活動、学習支援、ゲストティーチャーなど）を自治振興会・まちづくり協議会の単位を基本として継続・実施するとともに、広域化する学校区に対応した組織体制の整備に取り組みます。

《参考》

地域学校協働活動推進員

信楽小学校	1名
雲井小学校	1名
小原小学校	—
朝宮小学校	1名
多羅尾小学校	2名
信楽中学校	2名

地域支援員

信楽地域	3名
雲井地域	3名
小原地域	2名
朝宮地域	2名
多羅尾地域	3名

地域学校協働本部とは

地域学校協働本部とは、学校と地域住民がパートナーとして協力し、登下校の見守りや学習支援などを行いながら、地域全体で子どもたちの育ちを支えるための体制（組織）のことです。社会教育法第5条第2項において、教育委員会に地域住民と学校の連携協力体制の整備が求められています。

地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）とは

地域学校協働活動推進員は教育委員会から委嘱を受けて、学校と地域住民、企業などの間に立ち、連絡や調整を行う役割を持つ人材のことです。

学校運営協議会との関係性

学校運営協議会と地域学校協働本部は、学校と地域をつなぐ両輪の関係にあります。学校運営協議会が「学校の経営方針を話し合う意思決定機関」であるのに対し、地域学校協働本部は、それを実行する「実働部隊」です。

2. 準備委員会での意見

意見聴取【第4回、】

- ・まちづくり協議会が設立したばかりで体制がしっかり整っていない。統括する事務局がある方が良いのではないか。（地域側の関係体制の構築が課題である）
- ・1つの学校に対して、地域学校協働活動推進員が5人いるという体制では統制できないのではないか。
- ・1つの学校に1つのまちづくり協議会（自治振興会）という形が一般的ではないか。

3. 調整結果案

結果報告【第5回】

再編後においても、各学校がこれまで実施してきた地域連携事業（見守り活動、学習支援、ゲストティーチャーなど）を自治振興会・まちづくり協議会の単位を基本として継続・実施するとともに、広域化する学校区に対応した組織体制の整備に取り組みます。

（今後、自治振興会やまちづくり協議会が統合される場合には、新たな組織において地域学校協働活動が実施できる体制整備を行います。）

準備委員会確認日【】

【項目調整シート】

(4) PTA ① PTAに関すること

1. 調整方針(事務局案)

提案【第4回、 】

各学校におけるPTA組織の現状を把握し、再編後の学校におけるPTA組織の設立に向け、組織規約、体制、事業計画などについて、現行の各校PTAにおいて検討を行います。

《参考》 令和8年度

PTA	PTA会員数 (教職員除く)	児童数
信楽小学校PTA	135名	173名
雲井小学校PTA	52名	68名
小原小学校PTA	24名	32名
朝宮小学校PTA	8名	13名
多羅尾小学校PTA	10名	14名

2. 準備委員会での意見

意見聴取【第3回、第4回、 】

- ・PTA組織を設置するかどうかという議論が必要ではないか。(第3回準備委員会での意見)

3. 調整結果案

結果報告【第5回 】

各学校におけるPTA組織の現状を把握し、再編後の学校におけるPTA組織の設立に向け、組織規約、体制、事業計画などについて、現行の各校PTAにおいて検討を行います。

準備委員会確認日【 】